

別記 1 大規模輸出産地モデル形成等支援

第 1 事業の実施方針

生産から現地販売までの一気通貫したサプライチェーンを確立するため、地域の関係者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル形成を総合的に支援する。

第 2 補助事業者等

1 補助事業者

本要領第 2 の 1 のとおりとする。

2 間接補助事業者

(1) 間接補助事業者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 都道府県

イ 都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された (2) の要件を備えた協議会

(2) (1) のイの協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 代表者の定めがあること。

イ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

ウ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

エ 構成員の都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関のいずれかが協議会の事務局を行っていること。

3 補助事業者並びに間接補助事業者及び間接補助事業者と第 3 の 2 を実施する者（以下「参画事業者」という。）は、次の (1) から (5) までのいずれにも該当してはならない。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業者、間接補助事業者及び参画事業者並びにその役員等が刑事告訴さ

れた結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。

第3 事業の内容等

海外の規制や大ロット等のニーズに対応可能な輸出産地を形成するため、地域の関係者が参画する輸出推進体制を組織化するとともに、輸出支援プラットフォーム等との連携の下、海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル形成を推進する以下の1及び2の取組への支援を実施する。

1 プロジェクトの管理・運営

補助事業者は、次の事業を行うものとする。

2の(1)及び(2)の事業(以下「プロジェクト」という。)を実施する間接補助事業者の公募選考会の開催、本事業の管理運営、G F P等との連携によるプロジェクトのサポート、プロジェクトの進捗状況に係る意見交換等の企画運営及び進捗状況の整理、プロジェクト成果の調査分析、大規模輸出産地モデルの他地域への横展開及び海外への発信等を図るための都道府県等との連携体制の構築や成果発表会の実施等

2 大規模輸出産地モデル形成等支援の実施

補助事業者は、採択された間接補助事業者に対して(1)及び(2)の事業について、その要する経費を補助するものとする。

なお、(1)又は(2)のいずれかの事業のみ実施する間接補助事業者は補助対象外とする。

(1) 地域の関係者による輸出推進体制の組織化

生産から現地販売まで一気通貫したサプライチェーンを確立するため、輸出産地・事業者、都道府県、J A系統、輸出商社、物流業者、コンサル等が行うプロジェクトのコーディネート、農業者等への技術指導、販路開拓を行う者が参画した輸出推進体制を組織化するとともに、プロジェクトで取り組む品目について輸出支援プラットフォームやG F P等と連携した出口を見据えた商流構築や販路開拓を行う取組、大規模な輸出産地のモデルを構築するための関係者との連絡調整を行う取組。

なお、販路開拓を行う場合、海外で実施する取組については、輸出支援プラットフォーム等と連携して行う、真に安定的・継続的な販路の開拓に資する取組であって、かつ、販路開拓の効果が分析可能な取組に限り支援の対象とする。ただし、販路開拓に要する国庫補助金額は、国庫補助金合計の20%を超える取組は本事業の対象とならない。

(2) 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築

海外の規制・ニーズに対応した農林水産物・食品を安定的に供給する大規模な輸出産地を育成し、国内生産基盤の維持・強化を図るため、間接補助事業者及び参画事業者が、(1)の推進体制の下、大規模な輸出産地を形成するための下記の取組。

ア 生産体系の転換

マーケットインの発想に基づき、規制や大ロット・周年供給等の輸出先国・地域のニーズを踏まえ、

- ①大規模な有機農法への転換や使用農薬の見直しなど輸出向け生産への産地転換等の取組
- ②耕作放棄地の活用等による輸出向け生産のための規模拡大や、コスト低減等のための新品種・新技術導入等の取組
- ③輸出向け生産に向けた意識改革や技術取得等のために必要な人材育成等の取組

イ 集荷、船積みまでの流通体系の転換

コールドチェーンを確保した集荷方法・集荷体制の確立、輸送コスト軽減のための混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等、集荷・流通方法の転換の取組

等、産地と海外が結びつく、大規模輸出産地のモデルを形成する間接補助事業者とその参画事業者が実施する取組。

なお、生産体系の転換や、集荷、船積みまでの流通体系の転換といった輸出産地形成のための転換を実施しない取組は、本事業の支援の対象とならない。

第4 補助対象経費及び補助率

1 本事業の補助対象経費

(1) 第3の1の事業

本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費（講師・専門家・関係者等の招へい・派遣を含む。）、講師・専門家・関係者等の招へい者の国内外における活動費、保険費、賃借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、資機材費、消耗品費、研修等参加費、輸送・保管費、役務費、広報に係る経費（システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）、会場装飾費・使用料、委託費、データベースライセンス費等

(2) 第3の2の事業

別表1に掲げるとおりとする。

2 本事業の補助率は、別表2に掲げるとおりとする。

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和6年度とする。

第6 採択基準等

1 採択基準

交付等要綱第5の輸出・国際局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者の経営に関する書類を提出すること（決算報告書、ウェブサイト等により法人の事業内容が随時更新されているか等）。
- (2) 事業実施能力があること（主たる責任者に管理能力があり、経験等を有した人的資源が十分にあるか等）。
- (3) 事業実施方法として成果目標を達成する実現可能性があること（現状の課題を正確に把握した上で、事業の目的、主旨と合致し、実施方法が具体的に計画されているか等）。
- (4) 実施方法が効率的であること（実施時期が具体的であり、実施期間を有効に

活用するスケジュールであるか、経費配分の適格性等)。

- (5) 事業の効果が確認できること(具体的な目標が設定され、その目標が妥当であり、期待される成果が得られるか、また、事業の持続性、継続性はみられるか等)。

2 事業の実施に関する留意事項

- (1) 人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号経理課長通知)に基づき、算定するものとする。

- (2) 第3の2(2)の事業の実施に当たっては、以下のアからエまでを満たす場合は、農林漁業、食品加工又は物流に係る施設・設備・機械をリースして導入することができる。

ア リースの対象となる施設・設備・機械の利用者の範囲

リースの対象となる施設・設備・機械の利用者は、本事業に取り組む間接補助事業者又は事業実施計画に記載された参画事業者とする。

イ 本事業で対象とする施設・設備・機械の範囲

本事業で対象とする施設・設備・機械の範囲は、輸出向け農産物等の生産の拡大、流通の効率化、加工及び販売に必要なものとする。

なお、本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。)の基準を適用しないものとする。

ウ 利用条件

- (ア) 本事業で使用する施設・設備・機械については、輸出向け農産物等の生産量、出荷量、流通量、輸出向け加工食品の製造・加工量等に応じた適正な規模・処理能力とすること。

- (イ) アに定める利用者が共同利用するもの又は間接補助事業者(参画事業者を含む。)の所有するものであること。

エ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約(施設・設備・機械の賃貸を行う事業者(以下「リース事業者」という。))と利用者の2者の間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (ア) 事業実施計画に記載された利用者及び施設・設備・機械に係るものであること。

- (イ) リース事業者が納入する施設・設備・機械は、原則として一般競争入札で選定すること。

- (ウ) リース期間は、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。)以内であること。

- (エ) 本事業以外に国から直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない施設・設備・機械であること。

- (オ) スマート農機、ドローン、農業ロボット、環境制御施設等をリース導入する場合、当該リース物件に係るシステムサービスの提供者が、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を取得するときは、間接補助事業者

は、当該データ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

(カ) 利用者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 8 条の規定による補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係るリース契約をリース事業者と締結すること。

(3) リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げるア及びイの算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とすること。なお、算式中のリース物件購入価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の少数第 3 位の数字を四捨五入して少数第 2 位で表した数値とする。

ア 「リース料助成額」＝（リース物件購入価格（税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数））÷リース期間

イ 「リース料助成額」＝（（リース物件購入価格（税抜き）－残存価格））÷リース期間

(4) リース料支払いに関する特約の規定

(2) のエのリース契約においては、以下の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払いに係る国からの助成相当額については、初回リース料支払時又は補助金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から国からの助成相当額を差し引いた額をリース期間中の支払回数で除した額とすること。

(5) (2) から (4) までのほか、リースに関する必要な事項については、補助事業者が事業実施規程で定めるものとする。

第 7 事業の成果目標等

1 成果目標

補助事業者、間接補助事業者の目標年度は、本事業実施年度の 1 年後とし、成果目標は目標年度における

(1) 輸出額

(2) 輸出増加割合

(3) 輸出量

とする。

ただし、その他目標として、(1) から (3) までに加え、(4) から (10) までも含めることができるものとする。

(4) 輸出向け栽培面積の拡大（耕作放棄地の活用による拡大含む）

(5) 輸出向け生産を行う農林漁業者の増加

(6) 国産原料の使用量・増加割合

(7) 輸出先国の規制・ニーズに適合した新商品の開発、商品の改良等

(8) ブランド化、G I 等の知的財産の取得に向けた活動

(9) 新たな販路の開拓

(10) (1) から (9) まで以外の輸出に関する事項

2 事業に参画する農林漁業者・事業者の所得向上効果の把握・検証

補助事業者は、プロジェクトの実施により、プロジェクトに参画した農林漁業

者、食品製造業者等に裨益する効果（所得向上等）を把握し、検証すること。また、間接補助事業者は、補助事業者が行う効果の把握・検証に協力すること。

第8 事業の実施

1 事業の公募

- (1) 補助事業者は、外部有識者等により構成される公募選考会を設置し、プロジェクトを実施する間接補助事業者を公募により採択するものとする。

公募選考会は、間接補助事業者から提出された事業実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。

ただし、間接補助事業者の採択にあたっては、以下の（ア）から（キ）までの要件を必須とし、（ク）から（セ）までに該当する場合、加点するものとする。

【必須】

- （ア）地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化するとともに、当該輸出推進体制が、プロジェクトで取り組む品目について海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換への取組を推進する事業実施計画となっていること。
- （イ）輸出支援プラットフォームが設置されている国・地域に農林水産物・食品を輸出する場合、輸出支援プラットフォームと連携した事業実施計画となっていること。また、輸出支援プラットフォームが設置されていない国・地域に輸出する場合、G F Pや当該国・地域の J E T R O 海外事務所等を活用し、当該国・地域のニーズを踏まえた生産・流通体系への転換の取組を行う事業実施計画となっていること。
- （ウ）農林水産物・食品の生産・流通に係る大ロット化を図る事業実施計画となっていること。
- （エ）生産・流通の転換を通じて生産・流通コストの低減に取り組む事業実施計画となっていること。
- （オ）本事業終了までに、本事業の実施を踏まえ、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「輸出促進法」という。）に基づく輸出事業計画を作成し、又は変更し認定申請を行う事業実施計画となっていること。
- （カ）間接補助事業者及びその参画事業者が、G F P コミュニティサイト（※ 2）へ登録していること。

※ 2 <https://www.gfpl.maff.go.jp/entry/>

- （キ）補助事業者が事業実施計画を提出する際に、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和 5 年 12 月 27 日付け 5 環バ第 311 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示すチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを添付の上、提出すること。内容など必要な事項については、補助事業者が事業実施規程で定めるものとする。

【任意】

- （ク）間接補助事業者やその参画事業者のいずれかの者が、輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けていること。

- (ケ) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）」に係るチェックシートを実施している事業場であること。
- (コ) 大ロット化に伴う流通体系の転換に係る取組として、地方の港湾・空港の活用に取り組む事業実施計画であること。
- (サ) 生産費を考慮した価格形成が行われる事業実施計画であること。
- (シ) 次の①又は②のいずれかに該当する場合
 - ① 労働安全衛生マネジメントシステム規格である ISO45001、JISQ45001 又は JISQ45100 の認証を受けていること。
 - ② 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成 11 年労働省告示第 53 号）に基づく取組を行っていることについて労働安全衛生コンサルタント（国家資格）の確認を受けていること。
- (ス) 輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急事業の実施地区にてプロジェクトを行う事業実施計画であること。
- (セ) 輸出物流構築緊急対策事業の実施地区にてプロジェクトを行う事業実施計画であること。

なお、補助事業者は、間接補助事業者を公募するごとに、公募選考会を開催し、審査を行うものとする。

- (2) 補助事業者は、(1) の公募による採択に当たり、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）第 16 条第 1 項の基本計画において定められた特定区域においてプロジェクトを行う事業実施計画であって(1) の(ア) から(キ) までの要件を満たすものについては、(1) のただし書の規定にかかわらず優先的に採択するものとする。
- (3) 補助事業者は、採択された間接補助事業者の事業実施計画を取りまとめ、別記 1 別記様式 1 により、輸出・国際局長に報告するものとする。

2 事業の委託

補助事業者にあつては第 3 の 1 の事業の一部を、間接補助事業者にあつては第 3 の 2 (1) 及び(2) の事業の一部を、他の者に委託して行わせる場合は、事業実施計画（別記様式 2）の別添 1 の「第 1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより輸出・国際局長の承認を得るものとする。

なお、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の 2 分の 1 を超えてはならない。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を除き、この限りでない。

第 9 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

補助事業者は、交付等要綱第 33 の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式 2）に準じて事業実施状況報告書を作成し、輸出・国際局長に提出するものとし、事業の実績については、第 7 の事業の成果目標に基づき記載すること。

2 成果の報告等

補助事業者は、事業の成果について、事業を実施した年度の翌年度及びそ

の次の年度の2年間、毎年度、採択された間接補助事業者の事業実施計画を取りまとめ、別記1別記様式2による事業成果報告書を作成し、当該年度の翌年度の6月末までに輸出・国際局長に報告するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ輸出・国際局長に報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届出の上、報告するものとする。

なお、補助事業者は、プロジェクトの進捗状況等について農林水産省と意見交換を行う会合を定期的に開催し、当該会合を運営すること。

第10 事業遂行状況の報告

交付等要綱第18に定める事業遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、翌月末までに農林水産大臣に提出するものとする。

ただし、交付等要綱第19の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付等要綱別記様式第6号による概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第11 報告又は指導

輸出・国際局長は、補助事業者に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第12 収益納付

- 1 補助事業者は、間接補助事業者が本事業の実施年度において、プロジェクトの実施により相当の収益を得たかどうか確認するものとする。
- 2 補助事業者は、1の確認により、間接補助事業者が相当の収益を得たと認める場合には、交付等要綱第27第1項の規定に基づき、別記1別記様式3により、当該間接補助事業者の年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、事業実施年度の翌年度の6月末までに輸出・国際局長に報告するものとする。ただし、輸出・国際局長は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 3 輸出・国際局長は、前項の報告に基づき間接補助事業者が相当の収益を得たと認めた場合には、当該収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、補助事業者に納付を命じることができるものとする。
- 4 納付を命じることができる額の合計額は、本事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、輸出・国際局長は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第13 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、国に提出することを条件に、補助事業者又は間接補助事業者に帰属さ

せることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく輸出・国際局長に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 補助事業者又は間接補助事業者は、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に輸出・国際局長と協議して承諾を得ること。

第 14 海外の付加価値税に係る還付金の納付

補助事業者又は間接補助事業者は、事業終了後に手数料等を上回る海外付加価値税の還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。
また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第 15 留意事項

輸出促進法第 13 条において、国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力することを定め、活動内容に応じて融資等の支援措置を講ずるための仕組みを創設している。このことから、本事業の実施に当たり、補助事業者、間接補助事業者の情報（事業者名、所在地、事業規模、事業内容等）について、補助事業者、間接補助事業者の規模及び性質、採択の有無等にかかわらず、必要に応じ、株式会社日本政策金融公庫に提供することとする（ただし、補助事業者が本要領第 5 の事業実施計画において情報提供への同意をしない場合を除く。）。

第 16 守秘義務

- 1 補助事業者及び間接補助事業者は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならないものとする。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならないものとする。

- 2 補助事業者は、間接補助事業者並びに間接補助事業者を採択するために開催する公募選考員会の審査委員及び評価委員にも前項の定めを遵守させなければならないものとする。

別表 1 補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		- 事業を実施するために直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	- 取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上。該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 - 耐用年数が経過するまでは、支援対象者による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 - 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		事業を実施するため直接必要な業務を目的として、間接補助事業者が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	- 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 - 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 - 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 - 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費（装飾費含む）	間接補助事業者又はその構成員が会議室を所有している場合は、支援対象者の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	- 切手は物品受払簿で管理すること。 - 電話等の通信費については、基本料金を除く。
	借上料	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、ライセンス、農業機械・施設、会場等の借上経費	- 農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、リース費に係る費用は、本事業の事業実施年度に要した経費に限る。 - 交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。

印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費	
資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く。
資機材費	・事業を実施するために直接必要な次の経費 ・検証ほ場の設置、検証や管理等に係る資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	・資材は物品受払簿で管理すること。
消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USB メモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
ほ場管理費	・ほ場管理に必要な経費	
情報発信費	・国内外で情報発信を実施するための経費（調査費、商品の改良費、プロモーション費、研修費、商品代、出展料、保険料、食材等購入費、輸送・保管費（荷積み、通関等に必要な経費を含む。）、広報費（システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）等）	・海外でプロモーション等の販路開拓の取組みを行う場合は、輸出支援プラットフォーム等と連携し、真に安定的・継続的な販路の開拓に資する取組であって、かつ、販路開拓の効果分析が可能な取組として実施すること。
研修等参加費	・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実施出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。

	輸送・保管費	・国内で事業を実施するために直接必要な資機材や物品の輸送、保管、荷積み、通関等に要する経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導、商流構築等を行うための旅費として、依頼した専門家や海外から訪れる検査官、海外バイヤー等に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要なプロジェクト参加者等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要なプロジェクト参加者等が行う資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・支援対象者、支援対象者の代表者及び支援対象者に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・国庫補助金合計の 50%未満とすること。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行等、特殊な知識・経験を必要とするなどやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分を除き、この限りではない。 ・海外で実施する事業の遂行に当たっては、輸出支援プラットフォームやJETRO 海外事務所に相談・連携の上実施すること。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、研修、デザイン等を専ら行う経費	

雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
転換等 助成費		・生産者が転換先品目や栽培法を導入するために新たに必要となる種子・種苗、農薬及び肥料、生産資材等の経費（本事業による生産の転換が実施された後、事業実施期間において未収益となる期間に要する経費の一部も支援）	・補助対象の範囲など必要な事項については、補助事業者が事業実施規程で定めるものとする。

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額や生産・流通の転換に伴う掛かり増し経費であること、輸出のために新たに導入したものであること等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。

- ・本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合（ただし、農林水産物・食品を除く。）
- ・補助事業の有無にかかわらず補助事業者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注3 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- ・農産物等の輸出の際の販売価格支持
- ・輸出促進プラットフォームやJETRO 海外事務所と連携していない新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告
- ・事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- ・その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

別表 2

事業内容	補助率
1 本事業の運営・管理・調査・分析等	定額
2 大規模輸出産地モデル形成等支援 （1）地域の関係者による輸出推進体制の組織化 （2）生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築	定額 （1 事業実施地区あたりの国庫補助金額については、30 百万円を上限とする。）

別記様式 1（第 8 関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年度大規模輸出モデル形成等支援事業の事業実施計画の報告について

大規模輸出産地モデル形成等支援事業実施要領（令和○年○月○日○輸国第○○号農林水産省輸出・国際局長通知）別記 1 第 8 の 1 の（3）の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

（注 1）別紙として、事業実施計画を添付すること。

（注 2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注 3）添付資料がウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式 2（第 9 関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年度大規模輸出産地モデル形成等支援事業に係る事業成果の報告について

大規模輸出産地モデル形成等支援事業実施要領（令和○年○月○日○輸国第○○号農林水産省輸出・国際局長通知）別記 1 第 9 の 2 の規定に基づき、別添 2 のとおり報告する。

（注 1）関係書類として別添 2 を添付すること。

（注 2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注 3）添付資料がウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別添 2

1 活動内容

(注) 本事業により取り組んだ活動内容を記載するとともに、翌年度以降、間接補助事業者の事業効果の発現及び輸出促進に向けた自主的な取組がある場合は併せて記載すること。

2 事業の成果目標と成果

(注1) 事業成果の発現を複数年にわたり設定している場合は、進捗状況等を記載すること。

(注2) 当該事業実施年度内に輸出を行う場合には、事業実施年度以降の状況等を記載すること。

(注3) 第7の事業の成果目標に基づき記載することとし、事業開始前と現時点の成果実績について、具体的に記載すること。

3 評価及び要因分析

(注) 成果目標の達成状況进行评估し、目標を達成していない場合は、その要因と課題を詳細に分析すること。

4 次年度以降の活動方針

(注) 評価と要因分析を踏まえた次年度以降の活動方針について、具体的に記載すること。

5 特記事項

6 添付資料

別記様式 3（第 12 関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年度大規模輸出産地モデル形成等支援事業の収益状況報告書について

令和○年○月○日付け○輸国第○○号をもって補助金の交付決定の通知があった大規模輸出産地モデル形成等支援事業に関する令和○年度の収益の状況について、大規模輸出産地モデル形成等支援事業実施要領（令和○年○月○日○輸国第○○号農林水産省輸出・国際局長通知）別記 1 第 12 の 2 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注）
- 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 2 添付資料が報告者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別添)

1 事業の内容

2 補助事業の実施により得られた収益の累計額

円

3 上に要する費用の総額

円

4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定

円

5 前年度までの収益納付額

円

6 本年度収益納付額

円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。